

通学路等における児童等の安全を確保するために必要な措置に関する指針

第1 通則

1 目的

犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例（平成16年三重県条例第2号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定に基づき、通学路等における児童等の安全を確保するために必要な措置に関する指針を示し、もって、通学路等における児童等の安全を確保することを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、学校等の児童等が日常的に利用する通学路等を管理する者等に対して、通学路等における児童等の安全を確保するための具体的方策等を示すものである。
- (2) 条例第10条第2項の規定により、通学路等を管理する者、児童等の保護者、学校等を管理する者、地域住民及び通学路等の所在する地域を管轄する警察署長は、連携してこの指針に定める措置を講ずるよう努めるものとする。
- (3) この指針は、通学路等を管理する場所の関係法令、事業者等が定める建設計画上の制約、管理体制の整備状況等に配慮し、対応が困難と判断される項目については除外するものとする。
- (4) この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 具体的方策等

1 通学路等における安全な環境の整備

通学路等における児童等の安全を確保するため、次のような環境の整備に努めるものとする。

- (1) 周囲からの見通しの確保
- (2) 死角となる物件又は箇所がある場合は、死角を解消するためのミラー等の整備
- (3) 幅員が広い等構造上可能な道路における歩道と車道との分離
- (4) 通学路等への緊急通報装置（注1）、防犯ベル等の防犯設備及び「子ども110番の家」、地域防犯連絡所等緊急時に児童等を保護する拠点（以下「子ども110番の家等」という。）の設置
- (5) 地下道を始めとする子どもに対する犯罪発生の危険性が特に高い通学路等への防犯ベル、防犯カメラ又は警察に対する通報装置の設置
- (6) 防犯灯等による人の行動を視認できる程度以上の照度の確保（注2）

2 地域住民等との連携

通学路等における児童等の安全を確保するため、次のような地域住民等との連携に努めるものとする。

- (1) 地域住民、事業者、保護者（以下「地域住民等」という。）及び学校等の管理者と警察及び関係自治体との連携による、通学路等における児童等の登下校時の見守り活動及び緊急時の保護活動その他の児童等の安全の確保のための活動を行うための協力体制の確立
- (2) 地域住民等、学校等の管理者、警察及び関係自治体間において、通学路等における児童等に対する犯罪、不審行為、その他児童等の安全の確保に関する情報の伝達、交換及びこれら情報の内容に応じた対策を講ずるための連携体制の整備
- (3) 地域住民等、学校等の管理者、警察及び関係自治体による通学路等の安全点検の実施及び危険箇所等の改善に向けた取組の実施
- (4) 通学路等における危険箇所、地下道等特に安全上注意を払うべき場所、緊急時に避難できる交番・駐在所、子ども110番の家等を記載した地図の作成、配布等、地域を挙げた、児童等に対する安全情報の周知及び注意喚起を図るための取組の実施

- (注1)「緊急通報装置」とは、街頭緊急通報システム(スーパー防犯灯)及び子ども緊急通報装置等、緊急時において通報者が通報ボタンを押すことにより赤色灯、非常ベル及び通報者撮影カメラが作動し、警察官と音声による通話ができる装置をいう。
- (注2)「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度(平均水平面照度がおおむね3ルクス以上)をいう。